

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 人事事務のうち、部局又は学系等における次の各号に掲げる事項については、教員にあっては当該教員が所属する学系等の長が、教職員等(教員を除く。)にあっては当該部局の長が専決するものとする。ただし、学系等の長が専決するものとされた事項のうち、当該学系等及び部局が指定する事項については、当該部局の長に専決させることができる。</p> <p>(1)～(16) } (略)</p> <p>3</p> <p>4 第2項第13号及び第14号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事項のうち、その処理について主管官庁に対し承認申請又は協議を必要とするものについては、専決しないものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条</p> <p>2</p> <p>(1)～(16)</p> <p>3</p> <p>4 第2項第14号及び第15号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事項のうち、その処理について主管官庁に対し承認申請又は協議を必要とするものについては、専決しないものとする。</p> <p>附 則 (令和4年8月総長裁定) この規程は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>